ゴールドマン・サックス証券株式会社による CSDR第38条(6)に基づく参加者の開示:日本法

1. 初めに

本書は、欧州経済地域内に所在する証券集中保管機関(以下「**欧州証券集中保管機関**」)において、当社がお客様のために保有する有価証券に関して、当社が提供することができる2種類の異なる分別管理による保護について説明すること(提供される2種類の分別管理に関する主たる法的影響についての説明及び適用される日本の倒産法についての情報を含みます。)を目的としています。本開示は、証券集中保管機関規則(以下「**CSDR**」)第38条(6)に基づいて、要求されているものです。

当社が直接参加者(用語集をご参照ください。)となっている欧州証券集中保管機関は、自ら開示義務を負っています。当該開示へのリンクは、公開され次第、本書に加えられます。

本書の末尾では、本書で使用されている専門用語の一部を説明した用語集が掲載されています。

本書は、法的助言等を行うことを意図したものではなく、そのようなものとして依拠されるべきものではありません。本書で扱われている事項について何らかの助言が必要な場合は、ご自身で法的助言をお求めください。

2. 背景

当社は、当社の帳簿及び記録において、分別された顧客口座(以下で定義します。)においてお客様のために保有している有価証券に対するお客様の個々の権利を記録しています。当社は、お客様のために現金及び有価証券を保管するために、欧州証券集中保管機関その他の証券保管機関及び預託機関に口座(以下「分別管理口座」)を開設します。当社は、お客様の有価証券を保管するために、運用上、欧州証券集中保管機関において、個別顧客分別管理口座及び共同顧客分別管理口座という2種類の分別管理口座を開設することができます。当社は、自己勘定の有価証券を個別顧客分別管理口座、共同顧客分別管理口座又はその他の分別管理口座において保有することはできません。

共同顧客分別管理口座は、複数のお客様の有価証券を集合的に保有する際に使用されます。

個別顧客分別管理口座は、単一のお客様の有価証券を保有する際に使用されるため、 当該お客様の有価証券は、他のお客様の有価証券とは分別して保有されます。各個 別顧客分別管理口座の名義は、口座を維持するお客様が識別できるように定められ ますが、お客様は、当該個別顧客分別管理口座又は当該口座で維持されている有価 証券に関して、欧州証券集中保管機関に対して指示を行ういかなる権能も有しませ ん。また、個別顧客分別管理口座において資産を保有することは、お客様に対して 当該資産に関する運用上の権利が与えられることは意味しません。さらに、お客様 のために個別顧客分別管理口座において維持される資産に対する特別な財産権が、 共同顧客分別管理口座又はその他の分別管理口座とは別に日本法上認められるわ けでもありません。

3. 分別管理の水準に関する主たる法的影響

分別管理

当社は、第一種金融商品取引業を営む金融商品取引業者(以下「**第一種金融商品取引業者**」)として金融商品取引法(昭和23年法律第25号)の適用を受けます。当社は、お客様の有価証券を金融商品取引法に定める方法に従って自己の財産と分別して管理することが求められており(以下「分別管理義務」)、当社はかかる分別管理義務を遵守しています。

倒産

当社が倒産した場合、当社の倒産手続きは、日本の倒産法に準拠して、日本において行われます。

日本の倒産法上、倒産手続きが開始されると、債権者、担保権者、株主及びその他の当事者の権利及び利益に対して、様々な制限が課せられます。しかしながら、破産管財人(又は他の倒産手続きにおけるその他類似の機関)によって破産財団(又は他の倒産手続きにおけるその他類似の財産)の一部としてその財産を保有されている所有者は、当該財産に特定性が認められる限り、当該財産の返還を請求することができます。有価証券が振替決済制度の対象である場合には、顧客口座が個別顧客分別管理口座又は共同顧客分別管理口座のいずれの形式を取るかに関わらず、証券保管振替機構における取り扱いと同様に、分別管理義務に従って顧客口座(お客様が保有する権利が記録されている口座)が自己勘定口座(証券会社が保有する権利が記録されている口座)が自己勘定口座(証券会社が保有する権利が記録されている口座)から分別管理されている場合には、当該有価証券には特定性が認められるものと一般に考えられています。

上記のとおり、当社の場合、自己勘定の有価証券は、個別顧客分別管理口座、共同顧客分別管理口座又はその他の分別管理口座において保有することはできないため、顧客口座は、自己勘定口座から分別して管理されます。

したがって、当社が倒産した場合であっても、個別顧客分別管理口座又は共同顧客分別管理口座のいずれの形式をとるかに関わらず、顧客口座において保有されるお客様の有価証券には、原則として一切の影響がありません。お客様は、有価証券の所有者として、当該有価証券の返還を請求することができます。

もっとも、当社が実際に保有する顧客資産に不足が生じている場合には、別途の検 討が必要となります。当該不足分については、個別顧客分別管理口座又は共同顧客 分別管理口座のいずれの形式をとるかに関わらず、お客様は、当該不足分に係る有 価証券自体の返還を倒産手続外で請求することはできず、倒産手続に従って自己の 権利を行使することとなる可能性があります。 なお、このように当社が実際に保有する顧客資産に不足が生じている場合において、 共同顧客分別管理口座の形式をとっている場合には、お客様の権利に係る帳簿の記録が正確であったとしても、他の顧客の帳簿の記録に不足が生じたことにより、お客様の権利が割合的に縮減される可能性があります。一方、個別顧客分別管理口座の形式をとっている場合には、他の顧客の帳簿に不足が生じたことを原因として、お客様の権利が割合的に縮減されることはありませんが、お客様の帳簿に不足が生じた場合には、その分だけ、お客様の権利が縮減することになると思われます。

預金保険法

当社は、第一種金融商品取引業者として預金保険法(昭和46年法律第34号)に定める下記の特定措置の対象となります。預金保険法のもとでは、内閣総理大臣は、下記に定める措置が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずる恐れがあると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、下記に定める措置を講じる必要がある旨の認定をすることができるとされています。該当する金融機関等の財務の状況に応じて、下記二つの異なる措置が取られる可能性があります。

- (1) 債務超過等に陥っていない金融機関等に対する措置(**特定第一号措置**) 特定第一号措置には、①特別監視(預金保険機構又はその代行者が金融機関等の業 務の遂行並びに財産の管理及び処分を監視することをいいます。)及び②預金保険 機構による資金の供与及び株式の引受けが含まれます。
- (2) 債務超過等に陥っている又は陥るおそれがある金融機関等に対する措置 (**特定 第二号措置**)

特定第二号措置には、①特別監視及び②金融機関等が、事業譲渡又は他の金融機関等との合併等の措置を取ることを援助するための資金援助が含まれます。また、より重大なケースでは、一定の特別な行政上の処分(金融機関等の業務の遂行並びに財産の管理及び処分を行う権限を預金保険機構に専属させることを含みます。)が取られる可能性があります。

日本投資者保護基金

倒産した第一種金融商品取引業者が分別管理義務違反等の事由によりお客様の有価証券を円滑に返還できない場合には、日本投資者保護基金は、一般顧客1人当たり総額1,000万円を上限として、顧客資産に該当する未返還の金銭及び有価証券について補償を行います。お客様から預託を受けた財産のうち1,000万円を超える部分については、お客様は、一般債権者として、倒産手続外において当該財産の返還を求めることはできず、当該倒産手続に従って自己の権利を行使する必要があります。

金融商品取引法上、ご自身が「一般顧客」に該当するか否か、又はご自身の資産が「顧客資産」に該当するか否かが不明な場合には、ご自身で法的助言をお求めください。

用語集

証券集中保管機関又は欧州証券集中保管機関は、欧州経済地域に拠点を置き、券面を発行しない有価証券に対する法的権利を記録し、当該有価証券の取引決済のためのシステムを運営する機関です。当社がお客様のために保有する欧州経済地域で発行された有価証券の大半は、証券集中保管機関において保有されています。

証券集中保管機関規則とは、欧州経済地域における証券集中保管機関及びそれらの参加者に適用される規則を定めたEU規則2014年第909号を意味します。

直接参加者とは、欧州証券集中保管機関の口座において有価証券を保有し、欧州証券集中保管機関内において発生する証券取引決済について関与する事業体を意味します。直接参加者は、間接参加者(直接参加者を指名して、自身のために欧州証券集中保管機関において有価証券を保有させる、グローバル・カストディアンなどの事業体)とは区別されます。